

## 4 外国人労働者受入れと犯罪現象

岡田 薫

### 目 次

I 外国人と治安	IV 来日中国人と犯罪
II 在日朝鮮・韓国人と犯罪	V 日系ブラジル人と少年犯罪
III ニューカマーの時代	VI おわりに

### I 外国人と治安

「先進資本主義諸国の中でも日本は、自力によって外国人労働者をほとんど流入させることなく（注：少数の韓国人労働者は流入している）、高度成長を完成した唯一の特異な国である<sup>(1)</sup>」と言われることがある。

また、評論家であり日本研究者でもあるとされる山本七平氏は、事の真偽は別として、日本社会の特質を述べる中で、「われわれの社会が、一種の“血族社会的純血種社会”“口伝立法の社会”だということである。この2つは関連があるが、それは次の面に、最も端的に表われている。すなわち労働力不足のとき、多くの労務担当者は、非常な困難に直面した。しかしだれ一人、外国人労働者を導入しようという発想はしなかった<sup>(2)</sup>」と書いている。

高度成長期が終わったとされる昭和48年に我が国における刑法犯（交通業過を除く。以下同じ）認知件数は、戦後最低を記録し、その後も暫くの間、低い水準を維持した<sup>(3)</sup>。そのため、「犯罪の増加傾向に悩む欧米先進諸国から見て、我が国における最近の犯罪の減少傾向は、極めて特異な現象として注目<sup>(4)</sup>」されたが、その要因のひとつとして、我が国の高度成長が外国人労働者に依存せず済んだことを挙げることができる。

ドイツでは、戦後の経済成長を支える労働力として招聘されたトルコ人等の2世・3世代が、結局ドイツ人にもトルコ人にもなりきれない不安定な精神状態や将来への閉塞感を抱えつつ、犯罪・非行へと走る「アイデンティティーの崩壊」の問題が指摘されているという<sup>(5)</sup>。2000年当時、ドイツに居住する外国人はおおよそ730万人で、全人口の8.9%であり、これは、主要ヨーロッパ諸国において、最も高い外国人居住率であったが、受刑者の比率はさらに高く20～30%が外国人であり、少年行刑では50%にまでいたっているとのことである<sup>(6)</sup>。

(1) 張荊『来日外国人犯罪 文化衝突からみた来日中国人犯罪』明石書店, 2003, p.44.

(2) 山本七平『日本人と組織』角川書店, 2007, pp.61-62. この本の出版は2007年であるが、原稿が執筆されたのは1970年代後半という編集部の説明がある。

(3) 小林奉文「地域社会の安全—犯罪抑止対策の現状とその課題」『レファレンス』637号, 2004.2, p.11の「表1 刑法犯の認知件数等の推移」参照。

(4) 法務総合研究所『昭和52年版 犯罪白書—国際的視野から見た日本の犯罪と刑事政策—』1977はしがき。

(5) 三浦正充「日系外国人問題について」『警察時報』61巻10号, 2006.10, p.7.

(6) ロベルト・F・J・ハルニシュマッヒャー（西原春夫監訳）『ドイツの組織犯罪』成文堂, 2002, pp.157-160.

また、フランスでは2005年10月27日に、警察官の職務質問を受けた移民少年が変電所に逃げ込んで、2人が感電死する事件が起きた。それがきっかけとなってフランス全土に広がった移民暴動は、フランスの移民社会の若者たちがフランス社会に統合できないで苦しんでいる様子を浮き彫りにした<sup>(7)</sup>とのことである。

我が国では、昭和63(1988)年以来、専門的、技術的分野の外国人労働者は可能な限り受け入れる方向で対処するという方針を採る一方で、「いわゆる単純労働者の受入れについては、諸外国の経験や労働市場を始めとする我が国の経済や社会に及ぼす影響等にもかんがみ、十分慎重に対応する<sup>(8)</sup>」タテマエをとっている。そして、その影響のひとつとして治安・犯罪をめぐる問題がある。

このように我が国の外国人労働者政策に関する基本方針では、いわゆる単純労働者の受入れを認めていないのが原則となっているが、我が国の歴史には、実質的にかなりの外国人単純労働者を受け入れてきたことが、少なくとも3回ある。ここでは、その際の外国人による犯罪現象を考察することとする。

ところで、我が国における犯罪現象を取り扱った主なデータとしては、警察統計、検察統計、司法統計、矯正(行刑)統計<sup>(9)</sup>があり、それぞれに持ち味がある。また、犯罪現象を分析するに際しての犯罪の分類方法にも、罪名別、科刑別などいろいろ考えられる。

本稿では、現実の犯罪現象からは少し遠いが、重大な犯罪についての実態を示すという点や確実性で優れている、受刑者や少年院等の被収容者に関するデータを中心に考察する<sup>(10)</sup>。

## II 在日朝鮮・韓国人と犯罪

第二次大戦終了時の1945年、在日朝鮮人<sup>(11)</sup>の総数は230万人に達し、そのうち約50万人が日本に残留、定住したといわれる<sup>(12)</sup>。

日本における朝鮮人の犯罪の問題は朝鮮からの移住民の増加が顕著となった大正時代の末頃から学者の注意をひくようになり、その異常に高い犯罪率が移民の政治的・経済的特質との関係において、主として研究の対象となった<sup>(13)</sup>。しかし、その後は、朝鮮移民の増加に伴い、その犯罪率は年とともに低下し、昭和初年までは日本人の10倍以上を算したものが、第二次世界大戦の直前には3倍余りにすぎなくなり、問題は自然的に解消しつつあった<sup>(14)</sup>。

(7) 高山直也「フランスにおける不法移民対策と社会統合」『外国の立法』230号, 2006.11, p.72.

(8) 労働省編『雇用対策基本計画(第6次)』大蔵省印刷局, 1988, p.22.

(9) 昭和35年以前の、刑務所、少年刑務所及び拘留所の収容者に関する統計は、『行刑統計年報』に、少年院及び少年鑑別所の収容者に関する統計は、『少年矯正統計年報』に、婦人補導院の収容者に関する統計は、『法務統計』に収録・刊行されてきたが、これらの統計の昭和36年以降のものについては、『矯正統計年報』に統合され刊行されている。なお、『矯正統計年報』の巻数は、『行刑統計年報』の巻数を継承している。

(10) 昭和55年以降の外国人犯罪のうち、刑法犯、凶悪犯、殺人、強盗、侵入盗の状況を、警察統計を主として考察したものととして、岡田薫「外国人と犯罪」『レファレンス』678号, 2007.9, pp.5-19がある。

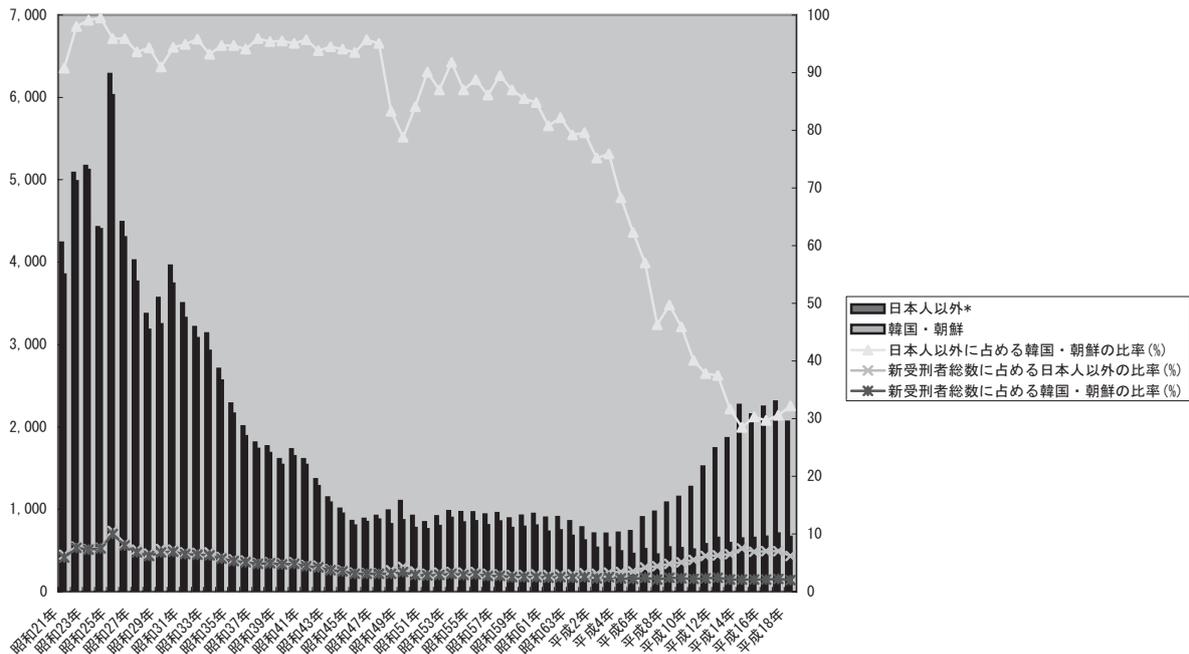
(11) ポツダム宣言受諾後講和条約締結までの間における外国人の範囲は明白ではないが、ここでは厳密な意味での国籍は論じないこととする。

(12) 駒井洋ほか編『新来・定住外国人が分かる事典』明石書店, 1997, p.24. 終戦当時の在日朝鮮人人口について、正確な統計はないともいわれる(森田芳夫『数字が語る在日韓国・朝鮮人の歴史』明石書店, 1996, p.79)が、外村大『在日朝鮮人社会の歴史学的研究』緑陰書房, 2004, p.42には、1910年から1945年における在日朝鮮人人口の推移が、国勢調査からの推計によるものと内務省調査に基づくものと2通り掲げられている。

(13) 高橋正己「敗戦後の日本における朝鮮人の犯罪」岩井弘融ほか編『日本の犯罪学 1 原因 I』東京大学出版会, 1969, p.412. 本論文は、『刑法雑誌』1巻2号, 1950, pp.119-144の要約である。

(14) 同上

図1 戦後の日本人以外及び韓国・朝鮮国籍受刑者の推移



(出典) 各年の矯正統計年報 II  
 \*ほぼ外国人に一致するが、国籍不詳が含まれる。

こうした倍率についての評価であるが、高橋正己氏の観察（犯罪率として、各年における刑法犯新入受刑者の数を日本在住の朝鮮人及び日本人の各人口10万と比較する方法によっている）によれば、日本に移住した朝鮮人の人口構成には次の3つの特異点があった。

- ① 女性が甚だしく少ないという男女構成の偏りが大きいこと、
- ② 青壮年期の年齢層が圧倒的に多いという人口構成の偏りが大きいこと、
- ③ 職業別人口構成（朝鮮人には犯罪率の高い人夫、日雇人、無職者が多く、日本人には犯罪率の低い農業者が多い）の偏りが大きいこと、

の3点であり、これだけを取り上げ、犯罪率に及ぼす影響力を慎重に考慮するだけで、日本人の3.5倍程度の朝鮮人の犯罪率は日本人のそれとほとんど相違がなくなる、と同氏は指摘する<sup>(15)</sup>。

しかるに戦後における朝鮮人の犯罪率は、激増した日本人の犯罪率と比較しても、第一審有罪者において6倍余り、受刑者においては12倍に及び、予想される程度をはるかに超えているとする<sup>(16)</sup>。

そこで、まず戦後の韓国・朝鮮人による犯罪現象を、各年の新受刑者から考察する。

この図からすると、昭和21年以降、朝鮮出身の新受刑者は急増し25年には新受刑者全体の10%を占めるに至っている。当時の在日朝鮮人が我が国の人口に占める割合は、1%に満たなかった<sup>(17)</sup>ことからすると、これは異常ともいえるほど高い。朝鮮出身新受刑者が新受刑者全体に占める割合は、昭和25年をピークに低下するが、3%台前半になるのは45年以降であり、

(15) 同上 pp.413-416.

(16) 同上 p.423.

(17) 前述のとおり、終戦後日本に残留した朝鮮人人口は、約50万人と推定されている他、『我が国の推計人口（大正9年～平成12年）』総務省統計局、2003、p.4でも、昭和25年の総人口は、83,200千人、日本人人口は、82,672千人と推計されている。

外国人受刑者に占める割合に関しては、それが80%を割るのは昭和の終わり、63年である。このことからすれば、戦後かなりの期間、我が国における外国人犯罪、外国人と治安に関する主要問題は、韓国・朝鮮出身者に関するものであったことがうかがえる。

しかし、この問題の主要部分は、平成の時代となってほとんど解消されてきたようにもみえる。そのことは、何よりも新受刑者の人数に現れており、韓国・朝鮮出身者の外国人登録者数に大きな変動がないにもかかわらず、平成7年の最少時における新受刑者数はピーク時の13分の1以下になっていることは注目に値する。

### Ⅲ ニューカマーの時代

平成18年末、我が国に比較的長期に滞在する外国人登録者総数は約208万人、総人口の1.63%を占めている<sup>(18)</sup>。そのうち60万人弱は在日韓国・朝鮮人を主とするいわゆる旧来外国人（オールドカマー）である。

ところで、戦後長い間、我が国に在住する外国人の圧倒的多数は韓国・朝鮮人であった。変化の兆しが現れるのは、1970年代末から1980年代前半である。すなわち、新しい外国人の流入の始まりである。新来外国人（ニューカマー）の流入には3つの時期を区分することができる<sup>(19)</sup>といわれるが、その第一期である。この時期の流入の形態は

- ① 風俗関連産業に従事する女性外国人労働者。
- ② ベトナム、カンボジア、ラオスからのインドシナ難民。1万人強。
- ③ 中国帰国者2世、3世たち。5万人弱。
- ④ 欧米系ビジネスマン

であった<sup>(20)</sup>。

新来外国人到来の第二期は、1980年代後半からバブル経済が崩壊した1990年代初頭である。この時期の流入の形態は、

- ① 資格外就労者及び不法残留者・不法入国者からなる非正規の外国人労働者。ピーク時の平成5（1993）年（5月1日現在）には不法残留者だけで30万人近くに達した<sup>(21)</sup>。
- ② 留学生・就学生。昭和58（1983）年の「留学生受入れ10万人計画」に端を発し、1980年代後半から留学生・就学生の入国が急増した。昭和59年の留学生は1.4万人であったが、平成2（1990）年には留学生・就学生合わせて8.4万人、平成18（2006）年には16.9万人となっている。ちなみに、平成18年の留学生の67%、就学生の59%は中国人である。
- ③ ラテンアメリカからの日系人。「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」（平成元年法律第79号）における在留資格の整備・拡充によって、ラテンアメリカからの日系人の流入が急増し、昭和63（1988）年には5,000人に満たなかったブラジル人の外国人登録者が平成5（1993）年には15万人を超え、平成17（2005）年には30万人を超えるに至っている<sup>(22)</sup>。

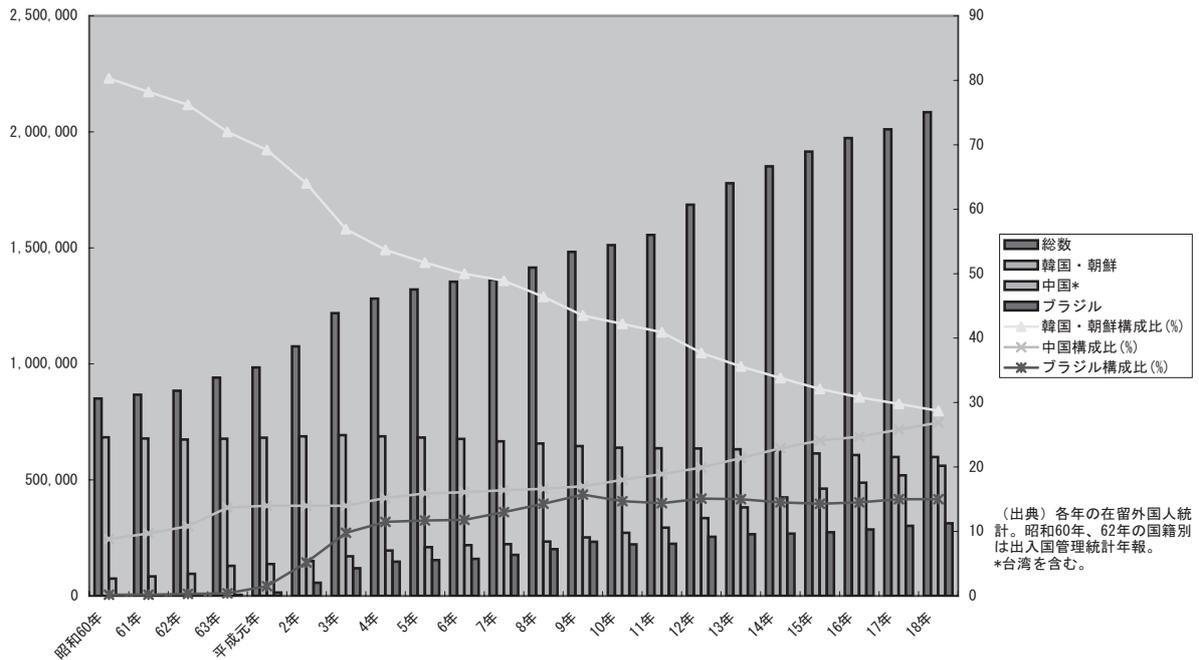
(18)『平成19年版 在留外国人統計』法務省入国管理局, 2007, p.③. そのほか、多くの場合外国人登録をせずに長期に滞在する外国人として不法入国者3万人と不法残留者17万人合わせて約20万人の不法滞在者が我が国に潜在していると推定されている。『平成19年 出入国管理』法務省入国管理局, 2007, p.34.

(19) 駒井 前掲書p.12.

(20) 同上 pp.12-13.

(21) 平成19年1月1日現在では、17万人余りと推定されている。『本邦における不法残留者数について（平成19年1月1日現在）』法務省入国管理局, <<http://www.moj.go.jp/PRESS/070227-2.pdf>>

図2 国籍(出身地)別外国人登録者数と国籍別構成比の推移(各年末現在)



1990年代初頭以降は第三期とされるが、この時期は労働力としての重要性は減少したが、国際結婚と日本企業の国際進出に伴う外国人の雇用という形態が注目されている<sup>(23)</sup>。図2に昭和60年以降の国籍別外国人登録者数の推移を示す。

Iで述べた3回の単純労働者の実質的な受入れについては、戦前からの継続でもある朝鮮出身者を1回目とすれば、新来外国人到来の第二期における資格外就労者や不法残留者・不法入国者からなる非正規の外国人労働者及び中国人を中心とした留学生・就学生が2回目であり、ラテンアメリカからの日系人が3回目ということになる。

外国人による犯罪という視点からみても、2回目、3回目の実質的な外国人単純労働者の受入れと対応するように問題が表面化してきた。ひとつは来日中国人問題であり、もうひとつはラテンアメリカからの日系人をめぐる問題である。

#### IV 来日中国人と犯罪

ここでは、我が国の治安との関わりとして中国人増加に伴って重要課題<sup>(24)</sup>となった来日中国人による犯罪を取り上げ、Vではラテンアメリカからの日系人受入れ以降生じた重要課題、すなわち来日ブラジル人による犯罪、とりわけ少年犯罪を取り上げて検討する。

ところで、我が国で外国人が目立ち始めるのは、新来外国人到来の第二期に当たる1980年代後半からである。犯罪現象への現れとしては、昭和55(1980)年から61(1986)年までの6年間で、来日外国人<sup>(25)</sup>による刑法犯の検挙人員はほぼ倍増しており、さらに昭和61年から63(1988)年までのわずか2年間で再度倍増している。来日外国人、来日中国人による刑法犯検

(22) 平成18年末には、312,979人。法務省入国管理局『平成19年版 在留外国人統計』2007,p.20.

(23) 同上 p.14.

(24) 平成15年12月に犯罪対策閣僚会議が策定した「犯罪に強い社会実現のための行動計画—『世界一安全な国、日本』の復活を目指して—」には、治安水準の悪化を後押ししている要因として、「街頭犯罪や侵入犯罪の急増」「凶悪な少年犯罪の多発」と並んで「来日外国人犯罪の凶悪化・組織化と全国への拡散」が挙げられている。

図3 来日外国人、来日中国人による刑法犯検挙人員の推移

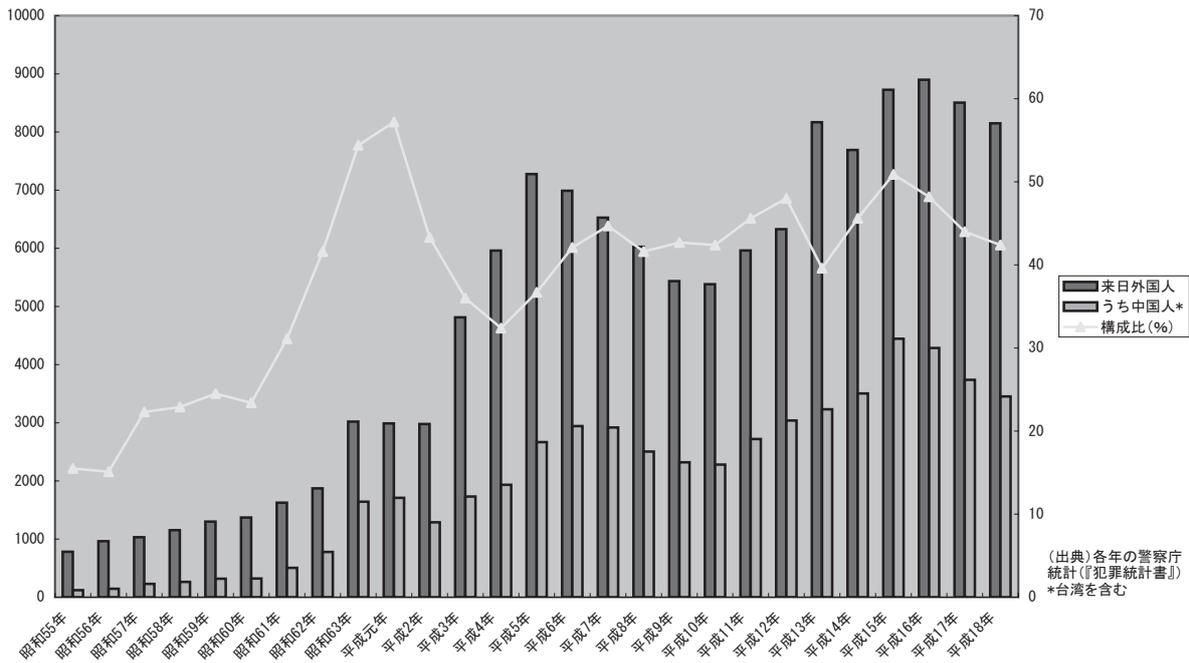


表1 国籍別新受刑者(中国、ブラジル、韓国・朝鮮)の推移

	日本以外(うち来日)	中国*(うち来日)	中国の構成比	ブラジル(うち来日)	韓国・朝鮮(うち来日)
平成9年	1,150(498)	230(178)	20.0%(35.7%)	16(13)	528(31)
10年	1,269(548)	313(213)	24.7%(38.9%)	18(13)	509(43)
11年	1,517(762)	438(317)	28.9%(41.6%)	67(41)	574(77)
12年	1,739(1,070)	573(521)	32.9%(48.7%)	82(81)	652(92)
13年	1,862(1,276)	661(616)	35.5%(48.3%)	109(105)	590(81)
14年	2,226(1,310)	593(548)	26.6%(41.8%)	146(136)	645(92)
15年	2,150(1,562)	792(770)	36.8%(49.3%)	138(138)	652(98)
16年	2,244(1,664)	817(786)	36.4%(47.2%)	151(151)	666(122)
17年	2,307(1,668)	745(720)	32.3%(43.2%)	187(179)	706(144)
18年	2,062(1,438)	622(595)	30.2%(41.4%)	187(177)	664(138)

(出典) 各年の『矯正統計年報』  
\*台湾を含む。

挙人員と、国籍別新受刑者の推移を図3、表1に示す。なお、昭和55年の日本人を含めた刑法犯の総検挙人員と63年の総検挙人員は、いずれも39万人台で大きな変化はない。ちなみに、警察庁の犯罪統計書で、外国人全般と来日外国人とが分けられたのが『昭和63年の犯罪』からであり、データとしては昭和55年以降のものが載せられている。

図3から分かるように、昭和60年から63年にかけて、中国人によるものの増加が構成比においても増加率においても特に目立っている。警察庁の犯罪統計書によると、来日中国人によるものが来日韓国・朝鮮人によるものを超えて国籍別で最多となるのは検挙件数においては昭和60年、検挙人員においては昭和61年である<sup>(26)</sup>。

以後、数度の増減があり、ここ数年は若干の落ち着きをみせつつあるとはいえ、来日外国人

(25) 犯罪統計上「来日外国人」というのは、「我が国にいる外国人のうち、いわゆる定着居住者(永住権を有する者等)、在日米軍関係者及び在留資格不明の者以外の者をいう」と定義されている。なお、一部に誤解があるが、不法残留者、不法入国者は在留資格不明ではない。

犯罪に占める中国人犯罪の重要性は高まり続けてきたといつてよい。

次に受刑者についてであるが、犯罪現象が受刑者の状況として現れるには、警察における犯罪の認知検挙状況に対してある程度の遅れが生じる。中国人受刑者が急増するのは平成7年以降（6年は75人で7年135人、8年147人）であるが、矯正統計年報の国籍において「総数」と「来日外国人」とが区分されるようになったのは平成9年からなので、表1では同年以降の中国、ブラジル、韓国・朝鮮の国籍別新受刑者を示している。図3を見ると、刑法犯検挙人員で、来日中国人の来日外国人全体に占める割合が初めて40%を超えたのは昭和62年、その後一旦30%台に落ちたが平成6年以降再び概ね40%台になっているが、新受刑者については、平成11年以降来日中国人の比率は40%を超えている。

なお、平成18年末在所外国人受刑者は5,216人（全受刑者の7.4%）、うち来日外国人は3,952人である<sup>(27)</sup>。来日外国人受刑者の国籍は、中国が1,718人（43.5%）と最も多く、次いでブラジルが474人（12.0%）、韓国・朝鮮は306人（7.7%）である<sup>(28)</sup>。

中華人民共和国が建国以来ほぼ30年に及んだ鎖国の歴史に幕を閉じ、世界に向けて門戸を開いたのは1980年前後である<sup>(29)</sup>。中華人民共和国建国後、1950年代初頭には、一時的に帰国華僑を歓迎する政策がとられ、日本をはじめ多くの国にいた華僑たちが新しい祖国を建設するため故国に帰ったが、まもなくして敵とみなされて政治的迫害を受けるようになった<sup>(30)</sup>。その後1979年から、徐々に経済改革・開放政策が実施され華僑の名誉も回復されて、彼らの巨額の資金が中国の経済成長を支える資金源となった。そこから「華僑神話」つまり、海外に出さえすれば金持ちになれるという神話が生まれ、1986年の中国政府による出国規制緩和と相まって出国ブームが巻き起こった<sup>(31)</sup>。そして日本も主な目的地のひとつとなったわけである。

昭和53年日本に正規に入国した中国人<sup>(32)</sup>は、6千人足らずであったが、翌54年に1万人を超え、59年に5万人、60年に10万人を超えた。その後若干の減少があったが63年に11万を超え、平成5年20万人強、11年33万人弱、14年53万人弱、18年には98万人となっている<sup>(33)</sup>。

この間、来日中国人の犯罪が日本社会において、関心と注目を集めるようになったが、そこには先に述べた量的な拡大にとどまらない特徴的事件がみられた。その主なものを、時間を追って挙げると次のようなものである。

- ① 中国から日本への不法入国の背後には国際的な密航請負組織である「蛇頭」があるということ。平成元年、ベトナムのボートピープルを装って2,800人の中国人が日本に入ってきた<sup>(34)</sup>。その後もさまざまな形で密航者が流入し続け平成9年にピークに達し<sup>(35)</sup>て、蛇頭という言葉が広く日本社会に浸透することにもなった。この偽装難民事件の前年に

(26) 警察庁『昭和63年の犯罪』1989, pp.396-399. 来日外国人だけではなくすべての外国人による刑法犯において中国人によるものが韓国・朝鮮人によるものを超えるのは、検挙件数においては平成11年、検挙人員においては15年である（ただし、平成18年の検挙人員は韓国・朝鮮人によるものが再び最多となる。警察庁『平成11年の犯罪』2000, p.424；同『平成15年の犯罪』2004, p.486；同『平成18年の犯罪』2007, p.518.

(27) 東京の留置場に収容されている者の3割は外国人（2005年で34%）とのことである。岩男壽美子『外国人犯罪者 彼らは何を考えているのか』中央公論新社, 2007, p.8.

(28) 法務省『第108矯正統計年報 I 平成18年』2007, pp.30-31.

(29) 張 前掲書p.3.

(30) 莫邦富『蛇頭』草思社, 1994, p.13.

(31) 同上 pp.13-14；張 前掲書p.3.

(32) 台湾、香港を除く。

(33) 各年の『出入国管理統計年報』による。

(34) 坂中英徳『入管戦記』講談社, 2005, p.58.

(35) 検挙された集団密航事件の推移については、『平成11年 警察白書』p.19参照。

は、「上海市で、就学ビザの申請をした3万8千人の中国人が日本国総領事館に殺到して大混乱」という上海事件が起きている。この事件は就学生たちの受入れ先である「日本語学校」の実態がいかにいい加減であるかを明らかにした<sup>(36)</sup>。

- ② 平成5年から7年にかけて、パチンコの機械への細工やパチンコプリペイドカードの偽変造が横行し、パチンコ業界やカードメーカー、ひいては一般客が甚大な被害を受けた。
- ③ 平成6年から7年にかけて、青龍刀による殺人事件として有名な「快活林」事件をはじめとして、新宿歌舞伎町を中心に来日中国人の殺人事件が頻発した。これらの事件の背景には、上海グループと北京グループとの対立、上海グループと福建グループの抗争等があったともいわれている<sup>(37)</sup>。
- ④ 平成9年から10年にかけては、中国人が同じ中国人を誘拐する事件が頻発、平成10年から11年にかけては、ブランコすり、ブティック等の出店荒し、事務所の金庫破り等も頻発し来日中国人を主な顧客とする「泥棒市」も繁盛した<sup>(38)</sup>といわれている。
- ⑤ 昭和63年ころから現れ始めたピッキング使用の侵入窃盗が平成10年ころから目立ち始め、平成12年には、約3万件、全国全侵入窃盗の10%、東京都内では1万1千件、実に都内の侵入窃盗の38%となるに及んで、日本社会に恐慌をきたした。こうしたことから、警察では組織窃盗対策を強化するとともに、官民挙げて、ピッキングに強い錠前の開発・普及促進や防犯意識の高揚など様々な対策が採られただけでなく、平成15年通常国会においては、「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律」(平成15年法律第65号)も成立(同年9月1日施行)した。このような様々な努力の結果、平成13年以降のピッキングによる侵入盗の認知件数は、13年19,568件、14年19,121件、15年9,351件、16年4,355件、17年2,171件となって、劇的に減少し、落ち着きを示してきた。このことは、逆に言えば、ピッキング窃盗という新しい形態の犯罪に対して我が国国民がいかに大きな不安と脅威を感じたかを示しているともいえる。
- ⑥ 平成13年から15年にかけては、山形県羽黒町での母娘殺傷強盗殺人事件、銀座や歌舞伎町のクラブを襲撃しての現金・貴金属強奪強盗殺人等事件、中国人留学生の身元保証人を引き受けるなど中国人に親切にしていた会社社長が、そのことがあだとなって殺害された強盗殺人事件、福岡市内一家四人皆殺し事件等、来日中国人による凶悪犯罪が連続的に発生した。ちなみに平成15年の来日中国人による強盗事件の検挙人員は219人で、来日外国人全体の58%を占めた。

このように、来日中国人による犯罪は量的拡大だけでなく、質的な面においても我が国国民に大きな不安を感じさせるとともに、治安に関する関心を高めることとなった。さまざまな治安対策の結果、平成16年以降来日中国人犯罪も若干の落ち着きを示しているが、外国人犯罪という種が蒔かれると、その現象はまず量的に増大し、次に凶悪化・組織化して、各種の対策が採られてやっとやや沈静化、潜在化するということを示しているともいえる。

その際、事のよしあしは別として、治安対策というのは後手にまわりやすいという特質があることに注意すべきである。そして、その間に多くの犠牲が払われるということである。

(36) 坂中 前掲書 p.54.

(37) 張 前掲書 p.3; 李小牧「東北系 VS ヤクザの風林会館事件勃発でアジア最大の歓楽街は殺気が漲っている」『Sapio』14巻20号, 2002. 11.13, p.15; 「山形・母娘、大分・保証人、福岡・一家……中国・東北出身者の凶悪化の方程式」『Sapio』15巻22号, 2003.11.12, p.80.

(38) 同上 p.4.

## V 日系ブラジル人と少年犯罪

先に述べたように、当時の労働需要の高まり等を背景に、平成元年の入管法改正（平成2年6月1日施行）で、職業制限のない「定住者」という在留資格が創設され、日系3世等にこの資格が付与された。

以降、就業目的の日系人が多数我が国に入国することとなり、その結果、昭和63年末にはそれぞれ4,159人、864人に過ぎなかったブラジル国籍、ペルー国籍の外国人登録者数は、平成18年末には31万人余り及び6万人弱（国籍別3位及び5位）に急増した<sup>(39)</sup>。

彼らの多くは、人材派遣会社を通じ、自動車産業や電機産業等の関連工場で、派遣・請負の労働者として就労している。愛知県豊田市には3,000人以上の日系ブラジル人が居住する保見団地が存在し、群馬県大泉町では日系ブラジル人をはじめとする外国人が人口の16%を占めるなど、中部・関東地方を中心とした工業地域の周辺に、多くの外国人集住地区が形成されている。

本項では、主として、日系ブラジル人の犯罪現象を取り上げる。警察庁統計によると平成18年中の来日ブラジル人による刑法犯検挙件数は4,068件（構成比14.8%、前年比-2,741）、検挙人員は1,016人（構成比12.5%、前年比-50）であり、件数においては中国、トルコに次いで3位、人員においては中国に次いで2位である<sup>(40)</sup>。10年前と比較すると件数で約4.2倍、人員で約3.3倍になっている。

平成18年中の日系ブラジル人犯罪の特徴としては、次のような点が挙げられる<sup>(41)</sup>。

- ① 強盗、自動車盗に占める割合が高い。強盗は42件63人で、検挙件数・人員とも国籍別で中国に次いで2位である。構成比はそれぞれ22.3%、29.2%。自動車盗は891件87人で、国籍別では検挙件数・人員とも1位である。構成比はそれぞれ53.6%、52.4%。
- ② 少年犯罪が多い。少年犯罪の検挙件数・人員は、679件270人（前年比+91件-89人）で、国籍別ではいずれも1位である。構成比はそれぞれ47.4%、33.5%である。なお、平成18年中検挙された来日ブラジル人少年による刑法犯の95%以上は、東京を除く関東・中部地方で発生している。
- ③ 刑法犯ではないが、薬物犯罪が多い。覚せい剤、大麻をはじめとする薬物事犯による外国人の国籍別検挙人員は、平成8年以降15年まで、イラン、フィリピンが1、2位を占めてきたが、15年以降ブラジル人が1位となっている。平成18年は179人で構成比は27.0%である。

これらのうち、現在だけでなく将来にわたっても重要な問題であり続けるのは日系ブラジル少年の犯罪であろう。そこで、外国籍少年の少年鑑別所、少年院への新収容者数の推移を図4、図5に掲げる。ここから明らかなように、ブラジル国籍の新収容者は平成7年ころから急増し始め、平成18年における日本人以外の者に占める割合は少年鑑別所で30.6%、少年院では実に51.4%にも達している。

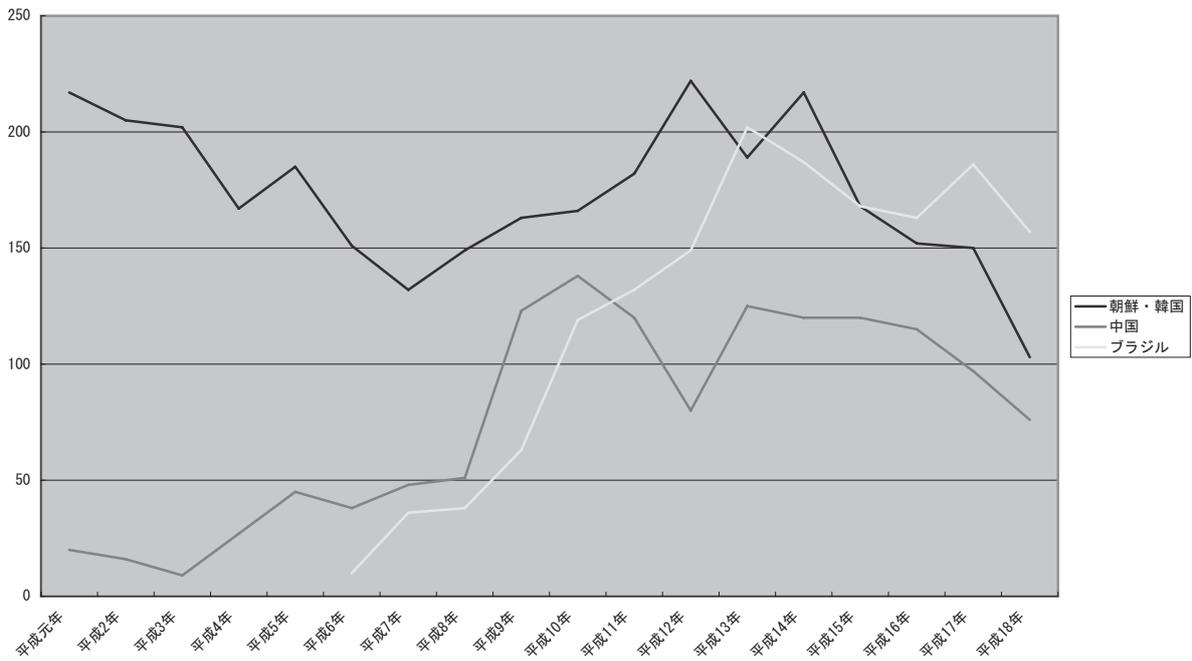
かつてブラジル社会では、日系移民は、他の国の出身者と比べ犯罪とほとんど無関係であり、

(39) 平成元年及び19年の『在留外国人統計』による。

(40) 『来日外国人犯罪の検挙状況（平成18年）』警察庁ホームページ<<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/kokusaisousa/kokusai2/contents.htm>>

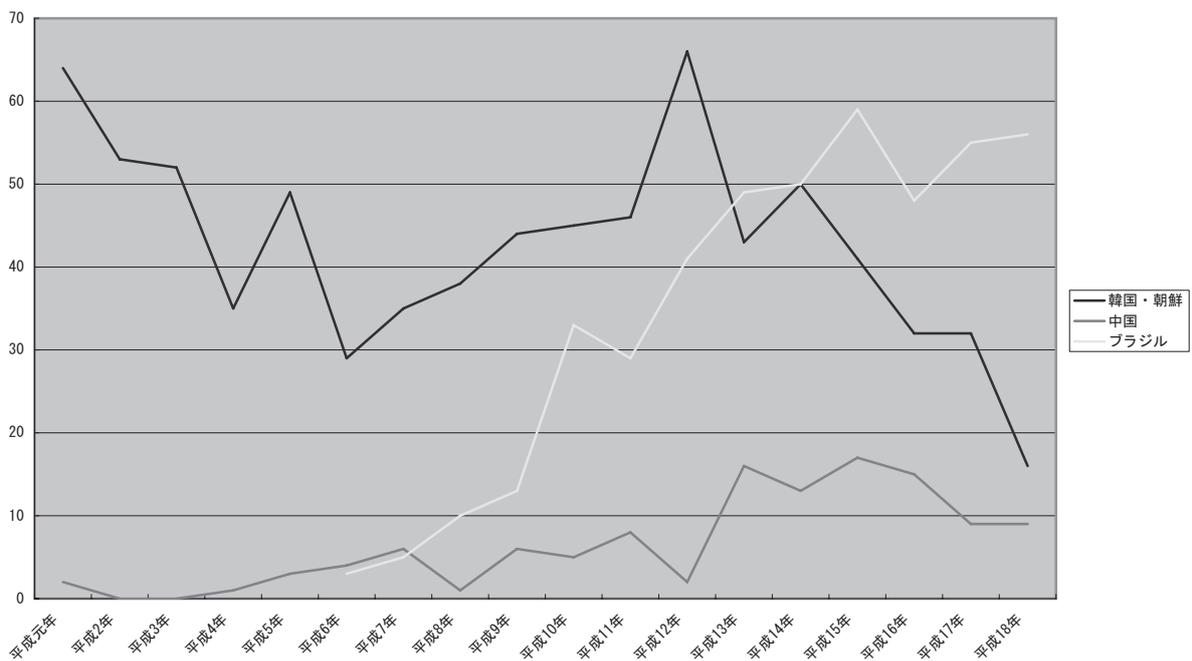
(41) 同上資料の分析による。

図4 国籍別少年鑑別所新収容者数



(出典) 各年の矯正統計年報Ⅱ

図5 外国籍少年の少年院新収容者数



(出典) 図4に同じ。

警察段階での検挙者は少ないし、ましてや刑事施設に送られる非行少年や受刑者に占める日系人の割合は極度に低い<sup>(42)</sup>、といわれたこととの落差はなんと大きいことであろう。

おそらくこうした現象の背景には、生活環境に係る問題、子どもたちの不就学・日本社会への不適合や労働環境に係る問題等があるのであろう。

(42) 宮澤浩一「少子高齢化社会日本の社会政策と刑事政策」『警察学論集』58巻11号, 2005.11, p.126.

## VI おわりに

II、IV、Vで、我が国が実質的にかなりの外国人単純労働者を受け入れてきた際の犯罪現象を検討してきた。それぞれの時代、外国人の国籍、背景の違いなどから、異なった側面もあり、共通する要素もある。国際化する我が国社会の中で、外国人との健全な共生社会はきれいごとだけでは実現できない。目をつぶれば世界はばら色にもなりうるが、真っ暗にもなる。犯罪や犯罪者の存在も十分に認識した上で効果的な対策を講じ、あわせて犯罪とは無関係な外国人に対する誤解や偏見を払拭することが必要である<sup>(43)</sup>。

人口減少社会における外国人問題を考えるに当たって、過去や他国の経験に学ぶことは極めて重要である。

(おかだ かおる 行政法務調査室)

---

(43) 岩男 前掲書 p.iii.